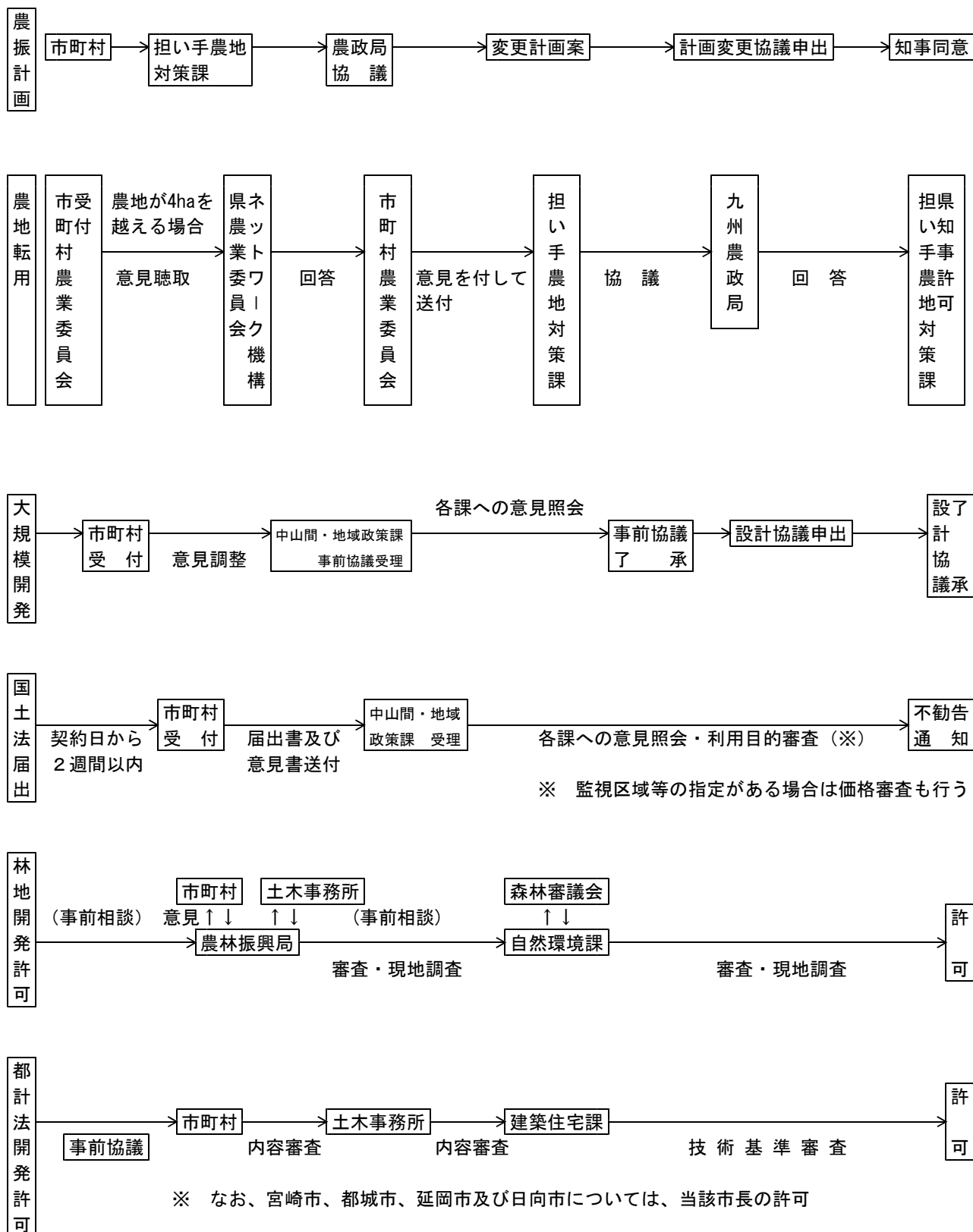


区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	1 大規模土地開発事業に伴う事前協議	宮崎県 中山間・地域政策課

規制等の内容	1 大規模土地開発事業 事業者が、ゴルフ場等 10ha 以上の一団の土地について土地開発事業を行う場合には、予め事前協議及び設計協議が必要です。(宮崎県大規模土地開発事業指導要綱第 5 条・6 条及び第 11 条) ○ 土地開発事業 一団の土地について行う土地の区画形質の変更(造成)の事業 ○ ゴルフ場 18 ホール以上を有する施設にあってはコース平均距離が 100m 以上のものを、9 ホール以上 18 ホール未満の施設にあってはコース平均距離がおおむね 150m 以上のもの 2 適用除外 ゴルフ場に係るものを除き、次のような土地開発事業は本要綱に基づく協議は不要です。 (1) 国、県、市町村等が事業主体となつて行う土地開発事業 (2) 都市計画法の規定に基づき行われる土地開発事業 (3) その他各種法令の規定に基づき災害の防止、公害の防止及び公共の安全の確保といった許認可の手続きを経て行われる土地開発事業 ※ 太陽光発電事業については、開発許可を要しない工作物であることから、本要綱に基づく協議は不要。 3 事前協議書 事業者は、予め市町村長に協議が必要です。事前協議書を受理した市町村長は意見を付して知事に協議書類を提出します。 なお、県においては、ゴルフ場については、自然環境の保全、適正な土地利用を図る観点から開発面積を県土面積の 0.9%以内と制限しております。 また、県土面積の 0.75%に達したときは、知事は事前協議の受理を一時停止することとされています。 4 設計協議書 事前協議について知事の下承があった場合は、事業者は設計協議を行うことができます。 5 大規模開発事業に係る主要規制関係法令に基づく手続 表 6-1-1 を参照してください。
問い合わせ先	<相談窓口> ・宮崎県中山間・地域政策課（地域総合調整担当）：TEL 0985-26-7035 ・関係市町村（国土利用計画法担当課）：電話番号は巻末参照 <申請窓口> ・関係市町村（国土利用計画法担当課）：電話番号は巻末参照

表 6 - 1 - 1 大規模開発事業に係る主要規制関係法令に基づく手続フロー図



その他に代表的なものとしては、次のような手続が必要です。

- 自然環境の保護と創出に関する条例による届出 → 宮崎県自然環境課
 - 環境影響評価条例による環境影響評価の実施 → 宮崎県環境管理課
 - 文化財保護法による届出 → 宮崎県教育庁文化財課
- なお、環境影響評価の実施は、個別法等における許認可等の前提としています。

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	2 人にやさしい福祉のまちづくり条例による規制（事前協議）	宮崎県 障がい福祉課

規制等の内容	人にやさしい福祉のまちづくり条例では、障がい者等に配慮した施設整備の促進と特定の施設を新築する場合等の事前協議義務などについて規定しております。 ※ 平成23年度の条例改正により、公共的施設の新築等（新築、新設、増築、改築、用途変更）を行う際には、事前協議が必要となりました。
	1 公共的施設・特定公共的施設・小規模施設 「公共的施設」とは、病院、劇場、集会場、百貨店、道路、公園その他多くの人が利用する施設です。 「特定公共的施設」とは、公共的施設のうち一定規模以上の施設です。 「小規模施設」とは、公共的施設のうち、用途面積が300㎡未満の医療施設や集会施設、物品販売施設、飲食施設及びサービス施設、用途面積が1,000㎡未満の興行施設、展示施設、宿泊施設、体育施設、遊戯施設、公衆浴場、自動車車庫及び複合施設、用途面積が3,000㎡未満の事務所及び工場（見学コースを有するもの）並びに1棟あたりの戸数が50以下の共同住宅のことです。 2 対象施設の整備基準への適合 条例の対象となる施設は、表6-2-1 公共的施設、特定公共的施設及び小規模施設の概要を参照してください。 「公共的施設」は、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるため、整備基準に適合させるよう努めなければならない施設です。 「特定公共的施設」は、公共的施設のうち一定規模以上の施設で、整備基準に適合させなければならない施設です。 「小規模施設」は、別途整備基準が設けられており、整備基準に適合させるよう努めなければならない施設です。 3 公共的施設の新築等の事前協議 公共的施設の新築等を行う場合は、工事に着手する日の30日前までに知事と協議しなければなりません。 ※ 完了検査の結果、整備基準に適合すると認められたときは、交付請求をしなくても、適合証が交付されます。

（次頁に続く）

規制等の内容 (前頁から)	4 規制対象地域等 県条例による規制の対象となる区域は、宮崎市及び都城市以外の区域となっております。宮崎市及び都城市の区域については、県条例に類似した市条例が制定されており、各市の条例が適用されます。 5 国等に関する取扱い 国・地方公共団体等の施設についても、原則として工事完了時に、知事への通知が義務づけられています。																												
問い合わせ先	建築物・路外駐車施設 <table><tr><th colspan="2">相談窓口</th><th>電話番号</th></tr><tr><td rowspan="6">宮崎県</td><td>建築住宅課</td><td>0985-26-7195</td></tr><tr><td>宮崎土木事務所</td><td>0985-26-7287</td></tr><tr><td>日南土木事務所</td><td>0987-23-4661</td></tr><tr><td>都城土木事務所</td><td>0986-23-4512</td></tr><tr><td>日向土木事務所</td><td>0982-52-0309</td></tr><tr><td>西臼杵支庁</td><td>0982-72-3191</td></tr><tr><td>延岡市</td><td>都市建設部建築指導課</td><td>0982-22-7034</td></tr><tr><td>日向市</td><td>建設部建築住宅課</td><td>0982-52-2111</td></tr></table> 道路・公園等 <table><tr><th colspan="2">相談窓口</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>宮崎県</td><td>障がい福祉課</td><td>0985-32-4468</td></tr></table> ※ 届出の受付は、各市町村担当窓口で行います。	相談窓口		電話番号	宮崎県	建築住宅課	0985-26-7195	宮崎土木事務所	0985-26-7287	日南土木事務所	0987-23-4661	都城土木事務所	0986-23-4512	日向土木事務所	0982-52-0309	西臼杵支庁	0982-72-3191	延岡市	都市建設部建築指導課	0982-22-7034	日向市	建設部建築住宅課	0982-52-2111	相談窓口		電話番号	宮崎県	障がい福祉課	0985-32-4468
相談窓口		電話番号																											
宮崎県	建築住宅課	0985-26-7195																											
	宮崎土木事務所	0985-26-7287																											
	日南土木事務所	0987-23-4661																											
	都城土木事務所	0986-23-4512																											
	日向土木事務所	0982-52-0309																											
	西臼杵支庁	0982-72-3191																											
延岡市	都市建設部建築指導課	0982-22-7034																											
日向市	建設部建築住宅課	0982-52-2111																											
相談窓口		電話番号																											
宮崎県	障がい福祉課	0985-32-4468																											
備 考	宮崎市及び都城市の区域については、次の窓口までお問い合わせください。 (1) 宮崎市（宮崎市福祉のまちづくり条例） 宮崎市都市整備部建築行政課：TEL 0985-21-1813 (2) 都城市（都城市福祉のまちづくり条例） 都城市福祉部障がい福祉課：TEL 0986-23-2980																												

表 6-2-1 公共的施設、特定公共的施設及び小規模施設の概要

区分		公共的施設	特定公共的施設	小規模施設
建築物	1 福祉保健施設	社会福祉施設、保健施設など	公共的施設のうち、用途面積が2,000㎡以上の施設	
	2 文化施設	博物館、美術館、図書館など		
	3 公共交通機関の施設	港湾旅客施設、空港、バスターミナル、鉄道の駅		
	4 公衆便所	公衆便所		
	5 官公庁施設	国、地方公共団体等の事務所	公共的施設のうち、用途面積が2,000㎡以上の施設	公共的施設のうち、用途面積が300㎡未満の施設
	6 公益施設	ガス事業、電気事業、電気通信事業の事務所		
	7 教育施設	学校、自動車教習所、公共職業能力開発施設	公共的施設のうち、用途面積が2,000㎡以上の特別支援学校	
	8 医療施設	病院、診療所	公共的施設のうち、用途面積が2,000㎡以上の施設	
	9 集会施設	集会所、公会堂		
	10 物品販売施設	物品販売業を営む店舗	公共的施設のうち、用途面積が2,000㎡以上の飲食店	公共的施設のうち、用途面積が1,000㎡未満の施設
	11 飲食施設	飲食店		
	12 サービス施設	理髪店、クリーニング取次店、銀行など	公共的施設のうち、用途面積が2,000㎡以上の施設	
	13 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	14 展示施設	展示場	公共的施設のうち、用途面積が2,000㎡以上の施設（簡易宿所を除く）	
	15 宿泊施設	ホテル、旅館		
	16 体育施設	体育館、水泳場、ボート場など	公共的施設のうち、用途面積が2,000㎡以上の施設	
	17 遊技施設	遊技場		
	18 公衆浴場	公衆浴場		
	19 自動車車庫	一般の用に供する自動車車庫		
	20 複合施設	1～19に掲げる施設が2以上存するもの	1～5及び7～19までに掲げる特定公共的施設のうち、異なる項に属するものが2以上存する施設で用途面積が2,000㎡以上の施設	
21 事務所	事務所（6を除く）		公共的施設のうち、用途面積が3,000㎡未満の施設	
22 工場	見学コースを有する施設のみ			
23 共同住宅	共用部分のみ			
24 公共用歩廊	公共用歩廊	用途面積が2,000㎡以上の公共用歩廊		
建築物以外	道路	国道、県道、市町村道	特定道路	
	公園等	児童公園、都市公園港湾緑地、動物園、植物園など	特定公園施設	
	路外駐車場（建築物以外）	路外駐車場	特定路外駐車場	

○ 詳細は、人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の別表第1を参照してください。

○ 用途面積とは、ひとつの建築物における当該用途に供する部分の床面積の合計をいいます。

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	3 墓地等の経営・廃止及び改葬の制限（許可）	宮崎県 衛生管理課

規制等の内容 1 墓地等の経営の許可 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、許可を受けなければなりません。（墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項） 施設等の設置場所が市の区域にあっては市長に、市以外の区域にあっては知事に許可の申請を行う必要があります。 2 墓地等の廃止・変更の許可 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は、これらの施設等を廃止しようとする者は、許可を受けなければなりません。（墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項） 施設等の設置場所が市の区域にあっては市長に、市以外の区域にあっては知事に許可の申請を行う必要があります。 3 死体等の改葬の許可 墳墓等に埋葬された死体等の改葬を行う場合は、当該死体等が存在する市町村の長の許可を受けなければなりません。（墓地、埋葬等に関する法律第 5 条、施行規則第 2 条） 4 無縁墳墓等に係る改葬の特例 縁故者の確認ができないいわゆる無縁墳墓に埋葬された死体等の改葬を行う場合は、改葬の許可申請に先だって、官報への掲載と立札等による 1 年間の公告が必要です。（墓地、埋葬等に関する法律施行規則第 3 条） 5 その他 (1) 開発事業等に際しては、法第 5 条の規定による許可を得て死体等を改葬し、死体等が無くなった後に、第 10 条第 2 項の規定による許可を得て墓地等を廃止することとなります。 (2) 墓地等、法律の適用については、地目ではなく現況で判断されます。 (次頁へ続く)	
--	--

問い合わせ先	<相談窓口> (1) 墓地等の経営・廃止等の許可 ア 墓地等の設置場所が市の場合 関係市：電話番号は巻末参照 (宮崎市は宮崎市保健所(保健衛生課)：TEL 0985-29-5283) イ 墓地等の設置場所が市以外の区域の場合 宮崎県衛生管理課：TEL 0985-44-2628 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 (2) 死体等（無縁墳墓に埋葬された死体等を含む。）の改葬の許可 関係市町村：電話番号は巻末参照 <申請窓口> (1) 墓地等の経営・廃止等の許可 ア 墓地等の設置場所が市の場合 関係市：電話番号は巻末参照 (宮崎市は宮崎市保健所(保健衛生課)：TEL 0985-29-5283) イ 墓地等の設置場所が市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 (2) 死体等（無縁墳墓に埋葬された死体等を含む。）の改葬の許可 関係市町村：電話番号は巻末参照
---------------	--

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	4 工場立地等の規制（届出）	宮崎県 企業立地課

規制等の内容 1 製造業等（製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業）に係る工場又は事業所であつて、その敷地面積が 9,000 m²以上又は建築物の面積が 3,000 m²以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設・変更をしようとする場合には、予め特定工場の設置場所を管轄する市町村長に届出をしなければなりません。（根拠法令等） ○ 特定工場新設の届出（工場立地法第6条） ○ 特定工場変更の届出（工場立地法第8条） 2 届出は着手の 90 日前までに行う必要があります。 但し、届出の内容が相当と認められるときは、実施制限期間の短縮申請により、この期間を短縮することができます。 3 工場立地に関する準則 <table border="1"> <tr> <td>生産施設面積率</td><td>生産施設面積率は、業種によって工場敷地面積の 30～65%以下とする必要があります。</td></tr> <tr> <td>緑地面積率</td><td>緑地面積率は工場敷地面積の 20%以上を確保する必要があります。</td></tr> <tr> <td>環境施設面積（含む緑地）率</td><td>環境施設面積（含む緑地）率は工場敷地面積の 25%以上を確保する必要があります。</td></tr> <tr> <td>敷地周辺部の環境施設面積（含む緑地）率</td><td>環境施設（含む緑地）は工場敷地の周辺部に 15%以上を配置する必要があります。</td></tr> </table> （次頁へ続く）	生産施設面積率	生産施設面積率は、業種によって工場敷地面積の 30～65%以下とする必要があります。	緑地面積率	緑地面積率は工場敷地面積の 20%以上を確保する必要があります。	環境施設面積（含む緑地）率	環境施設面積（含む緑地）率は工場敷地面積の 25%以上を確保する必要があります。	敷地周辺部の環境施設面積（含む緑地）率	環境施設（含む緑地）は工場敷地の周辺部に 15%以上を配置する必要があります。	
生産施設面積率	生産施設面積率は、業種によって工場敷地面積の 30～65%以下とする必要があります。								
緑地面積率	緑地面積率は工場敷地面積の 20%以上を確保する必要があります。								
環境施設面積（含む緑地）率	環境施設面積（含む緑地）率は工場敷地面積の 25%以上を確保する必要があります。								
敷地周辺部の環境施設面積（含む緑地）率	環境施設（含む緑地）は工場敷地の周辺部に 15%以上を配置する必要があります。								

問い合わせ先

〈 相談及び届出窓口 〉

市町村	担当課	電話番号
宮崎市	企業立地推進課	0985-21-1793
都城市	企業立地課	0986-23-2753
延岡市	工業振興課	0982-22-7035
日南市	商工政策課	0987-27-3336
小林市	商工観光課	0984-23-1174
日向市	商工港湾課	0982-66-1025
串間市	商工観光スポーツランド 推進課	0987-55-1127
西都市	商工観光課	0983-43-3421
えびの市	企業立地課	0984-35-3727
三股町	企画商工課	0986-52-9084
高原町	産業創生課	0984-42-2128
国富町	総合戦略課	0985-75-3126
綾町	総合政策課	0985-77-3464
高鍋町	地域政策課	0983-26-2015
新富町	産業振興課	0983-33-6029
西米良村	むら創生課	0983-36-1111
木城町	地域政策課	0983-32-4727
川南町	産業推進課	0983-27-8011
都農町	企画課	0983-25-5711
門川町	企画戦略課	0982-63-1140
諸塚村	企画創生課	0982-65-1116
椎葉村	地域振興課	0982-67-3203
美郷町	企画情報課	0982-66-3603
高千穂町	企画観光課	0982-73-1207
日之影町	地域振興課	0982-87-3801
五ヶ瀬町	企画課	0982-82-1717

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	5 大規模小売店舗の新設・変更の事前届出	宮崎県 商工政策課

規制等の内容 (次頁へ続く)	大規模小売店舗の新設又は変更については、大規模小売店舗立地法に基づき事前の届出義務があります。 1 届出手続 店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が 1,000 ㎡を超える大規模小売店舗を新設又は変更（一時的な変更等を除く。以下同じ。）しようとする者（以下「設置者」という。）は、その予定日の 8 月前までに、次の事項を県に届け出なければなりません。 (1) 店舗の名称及び所在地 (2) 設置者及び小売業者の名称・氏名、代表者名、住所 (3) 店舗の新設又は変更をする日 (4) 店舗面積の合計 (5) 施設の配置及び運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの（駐車場の位置・収容台数、荷さばき施設の位置・面積、廃棄物等の保管施設の位置・容量、営業時間、自動車出入口の数等） 2 説明会の開催 設置者は、届出後あらかじめ公告の上 2 月以内に、届出内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。 3 県による意見の聴取等 (1) 県は、届出の概要を県ホームページにて公告するとともに、その日から 4 月間所定の場所において届出書類を縦覧に供します。 (2) 大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者等は、県に対し、意見を述べることができます。 (3) 県は、市町村から聴取した意見及び意見を有する者から述べられた意見に配意し、及び経済産業大臣が別に定めた指針を勘案しつつ、宮崎県大規模小売店舗立地審議会等における調査・審議の結果を踏まえ、設置者に周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見を述べます。 4 地域の生活環境の保持への配慮 (1) 経済産業大臣は、大規模小売店舗の立地に関し、交通、騒音、廃棄物等
------------------------------	---

規制等の内容 (前頁から)	その周辺の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図る観点から、設置者が配慮すべき事項に関する指針を定めています。 (2) 設置者は、(1)の指針の内容を尊重し、周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、運営することが求められています。
問い合わせ先	〈 相談及び届出窓口 〉 宮崎県商工政策課（商工団体・商業振興担当）：TEL 0985-26-7098
備 考	

区分	規制等の名称	担当課
6 特定施設	6 エネルギー消費性能基準（省エネ基準）による規制	宮崎県 建築住宅課

規制等の内容	1 省エネ基準適合義務 原則、全ての建築物について新築等を行う場合は、建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）に適合させなければなりません。 2 省エネ基準適合性判定 省エネ基準適合義務の建築物について新築等を行う場合は、工事に着手する前に所管行政庁（宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市）又は登録判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項）の適合性判定を受けなければなりません（注）。 （注） 建築確認が不要な場合や仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、省エネ基準適合性判定は省略されます。
問い合わせ先	<相談及び届出窓口> 宮崎県建築住宅課（建築指導担当）：TEL 0985-26-7195 関係土木事務所（建築担当）：電話番号は巻末参照 関係市（所管行政庁建築担当課）：電話番号は巻末参照